

2016年度 同志社大学大学院 司法研究科

後期日程入学試験問題 法律科目試験

(行政法)

次の(設例)を読んで、問に答えなさい。(配点：50点)

(設例)

株式会社Xは、Y県内で指定介護老人福祉施設Aを開設・運営している。2015年10月から2016年1月にかけて、Aについて、複数の入居者の家族から、「家族が面会に来ていない折には、職員が入居者に著しい暴言を吐き、ときには腹立ちに任せて体を叩き、あざを作らせることもあるようだ」という苦情が、Y県の担当部局に寄せられた。これを受けて、Y県の職員は、Aの施設内に立ち入って調査をし、「入居者に対する精神的または肉体的な虐待が上記の時期において実際に30件以上行われており、Xの役員やAの施設長はこの事実を知りつつ放置し黙認している」との心証を得て、内部の報告書をまとめた。そこで、Y県は、Xに対し、指定介護老人福祉施設としてのAの指定を取り消し、または一時停止する処分をなすことを検討している。

[問]

Y県知事は、上の処分を行うためにはどのような手続を実施しなければならないか、

- (1) 指定を取り消す処分の場合、
- (2) 2週間の指定停止処分にとどめる場合、

それぞれに分けて説明しなさい。説明に当たっては、下の介護保険法の関連条文と、六法に記載された行政手続法の関連条文について、条・項または号を適切に引用しなさい。

介護保険法(抄)

第48条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス(以下「指定施設サービス等」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用〔中略〕について、施設介護サービス費を支給する。〔本項の柱書きについて以下略〕

一 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設(以下「指定介護老人福祉施設」という。)により行われる介護福祉施設サービス(以下「指定介護福祉施設サービス」という。)

二 介護保健施設サービス

〔本条2項～8項略〕

第86条 第48条第1項第1号の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が30人

2016年度 同志社大学大学院 司法研究科

後期日程入学試験問題 法律科目試験

(行政法)

以上であって都道府県の条例で定める数であるものの開設者の申請があったものについて行う。

[本条2項～3項略]

第92条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護老人福祉施設に係る第48条第1項第1号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

[本条1項1号～9号略]

十 [前略] 指定介護老人福祉施設の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令〔下の注参照〕で定めるもの〔中略〕に違反したとき。

[本条1項11号～12号略]

[本条2項略]

[注：上の介護保険法92条1項10号にいう「政令」（介護保険法施行令）は、「その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律」の一つとして、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を挙げている。Xの役員やAの施設長が、施設職員による虐待の事実を知りつつこれを放置し黙認していることは、同法21条1項に違反している。]